

## 第2章 生物多様性地域戦略策定にあたって

### 1. 地域戦略策定の背景

#### (1) 生物多様性に関する世界の動き

1980年代後半に生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国連等において議論されるようになり、1992年5月22日にケニアのナイロビで開催された生物多様性条約合意テキスト選択会議において、「生物多様性条約」が採択されました。この条約は1993年に発効し、2012年2月現在、日本を含む世界192か国及び欧州連合（EU）が締結しています。条約に基づいて、世界全体で具体的に取り組むべき事柄を決めるための、生物多様性条約締約国会議（COP）が2年ごとに開かれています。

2010年に名古屋市で開催されたCOP10では、遺伝資源の利用と配分（ABS）に関する国際ルール「名古屋議定書」と2010年以降の世界目標である「愛知目標」が採択されました。「愛知目標」は、地球規模で劣化が進む生物多様性の損失に歯止めをかけるために設定された国際的な戦略計画です。国際社会が2020年までに実効性ある緊急行動を起こすことを求めるとともに、2050年までに人類が自然と共生する世界を実現することを目指し20の個別目標を定めています。

#### (2) 生物多様性に関する国内の動き

日本は1993年に18番目の締約国として生物多様性条約を締結しました。これを受けて、1995年に生物多様性の保全と持続的利用のための国の政策の目標と取組みの方向性を定めた「生物多様性国家戦略」が策定され、その後、4度の見直しが行われ、現在の「生物多様性国家戦略2012－2020」に至っています。

また、2008年に成立した「生物多様性基本法」においては、生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会の実現を目指すとされました。同基本法では、生物多様性国家戦略の策定、その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の施策、国、地方公共団体、事業者、国民・民間団体の責務などに加えて、都道府県及び市町村による生物多様性地域戦略策定の努力義務などが規定されました。こうした状況を踏まえて、日本の各都市においても生物多様性地域戦略策定の動きが広がりつつあります。

## 2. 地域戦略の対象地域及び位置づけ

### (1) 戦略の対象地域

倉敷市生物多様性地域戦略の対象地域は、**倉敷市全域**とします。

ただし、高梁川流域の水生生物など、生き物の生息域のまともりは行政区分にとどまらない場合もあるため、必要に応じて、国や県、周辺自治体と連携して取組みを推進します。

### (2) 戦略の位置づけ

倉敷市生物多様性地域戦略は、生物多様性基本法第13条に基づき、倉敷市域における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画です。

推進にあたっては、市の最上位計画である「倉敷市第六次総合計画」及び環境分野の上位計画である「倉敷市第二次環境基本計画」との整合性を確保します。

なお、従来から、「倉敷市第二次環境基本計画」の基本目標のうちの自然環境保全に係る目標を達成するための市の施策として、「倉敷市自然環境保全実施計画（くらしきネイチャープラン 2011～2020）」を策定し運用してきましたが、今後は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行政の役割を定めた実施計画として、当戦略を担う計画とします。

